

青森市の給与・定員管理等について

青森市総務部人事課

◎青森市職員等の給与と職員数等の状況について公表します。
公表は国の通知に基づくものです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

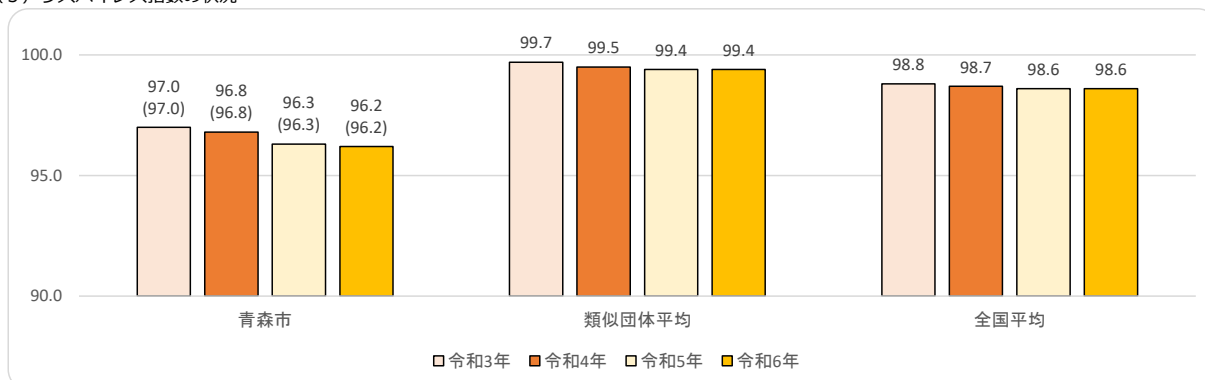
区分 年度	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R5	267,520	136,641,299	6,025,266	13,396,993	9.80	10.55

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分 年度	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 中核市類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R5	1,444	5,599,093	995,600	2,174,434	8,769,127	6,073	6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体（中核市）のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、引下げを実施。
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
 激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国及び県の見直し内容を踏まえて見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青森市	43.2 歳	318,048 円	382,682 円	344,683 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
青森市	51.1 歳	182人	362,869 円	392,562 円	381,055 円	—	—	—	—
うち清掃職員	50.3 歳	12人	364,042 円	431,585 円	387,888 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.37
うち学校給食員	48.6 歳	18人	360,611 円	384,968 円	381,550 円	飲食物調理従事者	46.1 歳	219,100 円	1.76
うち用務員	50.2 歳	93人	364,668 円	382,428 円	382,650 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.56
うち自動車運転手	55.4 歳	23人	358,187 円	394,201 円	371,251 円	乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）	58.8 歳	204,500 円	1.93
うちその他	51.9 歳	36人	361,953 円	408,483 円	380,676 円	—	—	—	—
青森県	53.5 歳	224人	300,700 円	335,767 円	317,194 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
中核市	50.9 歳	183人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年取ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
青森市	—	—	—
うち清掃職員	6,851,589 円	4,376,300 円	1.57
うち学校給食員	6,344,587 円	2,868,300 円	2.21
うち用務員	6,333,769 円	3,297,300 円	1.92
うち自動車運転手	6,394,008 円	2,627,000 円	2.43
うちその他	6,571,009 円	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年取ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森市	47.6 歳	394,850 円	483,040 円
青森県	47.1 歳	376,100 円	420,825 円
中核市	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
青森市	44.1 歳	316,611 円	382,192 円	334,129 円
青森県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	48.1 歳	325,124 円	— 円	365,921 円
中核市	39.4 歳	307,865 円	379,162 円	339,531 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		青森市	青森県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	173,700 円	169,000 円	— 円
	中学卒	159,500 円	155,300 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	226,100 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	232,800 円	— 円	— 円
	短大3卒	225,800 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

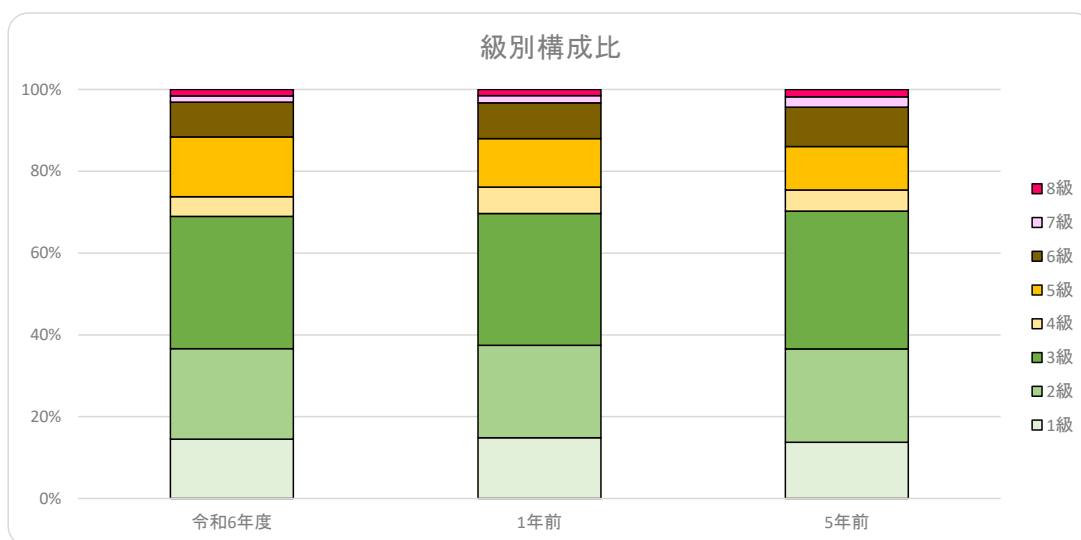
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,708 円	331,427 円	366,205 円	395,658 円
	高校卒	237,227 円	283,425 円	335,133 円	360,025 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	364,700 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	273,414 円	321,822 円	335,788 円	362,625 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

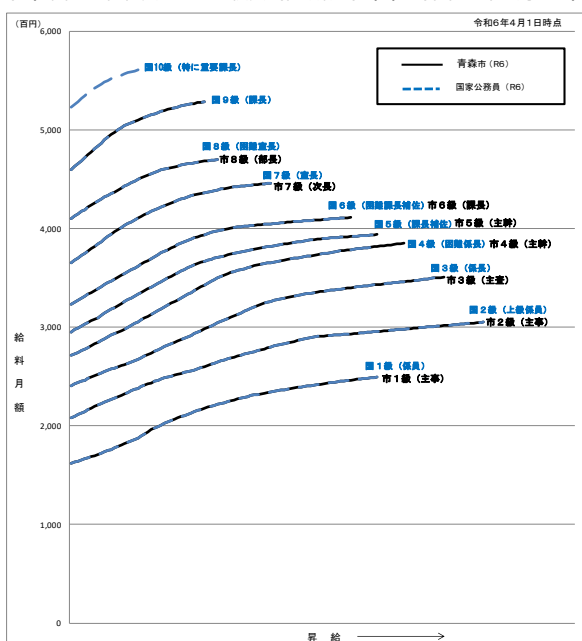
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	174人	14.5%	162,100	249,400
2級	主事・技師	265人	22.1%	208,000	305,200
3級	主査	388人	32.4%	240,900	351,000
4級	主幹	58人	4.8%	271,600	385,200
5級	主幹	175人	14.6%	295,400	394,000
6級	課長・室長・副参事	102人	8.5%	323,100	411,300
7級	次長・参事	18人	1.5%	365,500	446,200
8級	部長・理事	19人	1.6%	410,300	470,000

- (注) 1 青森市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
○イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青森市	青森県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,487 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,657 千円	— —
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375) 月分 (0.925) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375) 月分 (0.925) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
○イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

青森市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.66950 月分 24.58688 月分	勤続20年 19.66950 月分 24.58688 月分
勤続25年 28.03950 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.03950 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.75750 月分 47.70900 月分	勤続35年 39.75750 月分 47.70900 月分
最高限度 47.70900 月分 47.70900 月分	最高限度 47.70900 月分 47.70900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） (退職時特別昇給 制度無し)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）
1人当たり平均支給額 7,619 千円 23,294 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績 (令和5年度決算)	4,336 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	619,429 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都内	20 %	7 人	20 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			96.2 (96.2)

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		381,506 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		455,258 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		34.0 %		
手当の種類 (手当数)		27		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等作業手当	市民病院、浪岡病院勤務職員	① 感染症発生時の消毒作業等 ② 感染症患者等の移送作業 ③ 感染症患者等の看護等 ④ 家畜伝染病の防疫作業	0 千円	日額350円
診療手当	医師・歯科医師	① 病院に勤務する医師及び歯科医師に支給 ② 感染症病床において診療を行った場合 ③ 診療上特に必要があると認められる場合で、診療に従事した時間が下記に該当する場合 イ PM8時からAM7時までの間の出勤 ロ 週休日等のAM7時からPM8時までの間の出勤 ④ 保健所に勤務する医師	260,144 千円	給料月額×60/100 日額200円 勤務1回毎に1時間につき3,000円 給料月額×30/100
放射線取扱手当	市民病院、浪岡病院勤務職員	エックス線その他の放射線の照射作業	4,386 千円	日額300円
死体取扱手当	市民病院、浪岡病院勤務職員	① 助産師、看護師又は准看護師の死体処理作業 ② 臨床検査技師等の死体の解剖補助作業	478 千円	死体一体につき900円 死体一体につき1,300円
税務手当	市民税課、資産税課、収納課等勤務職員	① 市税の調査、検査、賦課業務のための外勤 ② 市税の徴収業務のための外勤	519 千円	日額330円 日額410円
税外徴収手当	税外徴収業務従事職員	直接税外諸歳入金の徴収業務のための外勤	1 千円	日額170円
社会福祉業務手当	生活福祉二課等勤務職員	生活保護現業職員等の職務	7,667 千円	月額7,100円
夜間看護等手当	市民病院、浪岡病院勤務職員	① 正規の勤務時間の一部又は全部が深夜の看護等の業務 (1)全部 (2)4時間以上 (3)2時間以上4時間未満 (4)2時間未満 ② 正規の勤務時間以外の特殊事情下での救急医療等	82,779 千円	1回につき7,300円 1回につき3,550円 1回につき3,100円 1回につき2,150円 1回につき1,240円
特殊自動車等運転作業手当	大型特殊自動車業務従事職員	大型特殊自動車(雪上車、ショベルローダー等)の運転	2 千円	日額360円
行旅死病人措置手当	行旅死病人業務従事職員	① 行旅病人の救護作業 ② 行旅死亡人の措置作業	0 千円	一件につき1,800円 一件につき3,700円
家畜管理手当	農業振興センター勤務職員	① 家畜の飼養等の家畜管理業務 ② 種雄牛馬の自然交配等で種雄牛馬を御する等の作業	0 千円	月額2,700円 日額250円
夜間特殊業務手当	青森市清掃工場、八重田浄化センター等勤務職員	深夜のごみ処理作業又は下水処理作業 (1)勤務時間5時間以上 (2)勤務時間2時間以上5時間未満 (3)勤務時間2時間未満	0 千円	1回につき600円 1回につき390円 1回につき310円
犬、猫等へい死体処理手当	青森市清掃工場等勤務職員	犬、ねこ等の動物のへい死体等の処理作業	720 千円	死体一体につき300円
清掃業務手当	青森市清掃工場等勤務職員	① ごみ処理施設に勤務し、専らごみ等への処理作業に従事する職員等 ② ごみ処理施設に勤務し、専らごみ等の処理作業に従事する職員以外の職員	1,676 千円	日額440円 月額7,800円
炉槽内清掃等手当	青森市清掃工場等勤務職員	ごみ処理施設の焼却炉内、し尿処理施設の投入槽内の清掃等の作業	0 千円	日額680円
用地等交渉外勤手当	用地課等勤務職員	用地の取得交渉等の外勤	24 千円	日額330円
道路補修作業手当	道路維持課等勤務職員	道路の維持補修作業	641 千円	日額310円
海上等作業手当	水産振興センター勤務職員	海面上又は海面下の採苗作業等	29 千円	日額330円
危険作業手当	青森市清掃工場等勤務職員	① 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所等での工事監督等 ② 水面下4メートル以上の危険箇所等での工事監督等 ③ 高圧電気の取扱業務	0 千円	日額330円
製剤手当	薬剤師	製剤業務	678 千円	月額2,900円
狂犬病予防等作業手当	保健所勤務職員	① 狂犬病の予防注射等の作業 ② 犬の捕獲・処分作業等に従事した職員	6 千円	日額200円 日額430円
精神保健業務手当	保健所勤務職員	① 精神保健指定医の診察に立ち会った場合 ② 入院させる精神障害者を護送した場合 ③ 精神病院に入院中の者に質問した場合	0 千円	日額290円
衛生検査手当	保健所勤務職員	寄生虫若しくは寄生虫卵若しくは結核菌その他の病原体の検査若しくは調査の作業又は健康を害するおそれがある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業に従事した場合	378 千円	月額6,300円
救急医療業務手当	医師	① 宿日勤務の際、救急患者の診療に従事した場合 ② ①の勤務時間が5時間未満の場合	15,590 千円	1回につき10,000円 1回につき5,000円
分べん介助業務手当	産婦人科医	分べん介助業務に従事した場合	930 千円	1回につき10,000円
麻酔業務手当	医師	全身麻酔処置に従事した場合	1,345 千円	1件につき1,500円
防疫等作業手当	全職員	① 市民病院、浪岡病院、地域外来・検査センター等において、新型コロナウイルスの感染者又は感染の疑いのある者(以下「感染者等」という。)に接して行う作業に従事した場合 ② 感染者等を医療機関若しくは宿泊施設等に移送又は搬送する作業に従事した場合 ③ 感染者等が使用した物件の処理作業に従事した場合 ④ 上記各号に掲げるほか、市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合	3,513 千円	日額3,000円 (感染者等に接触して行う作業等は日額4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	682,055 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	334 千円
支給実績	(令和4年度決算)	741,524 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	367 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和4年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 部長級：117,500円 108,100円 次長級：88,500円 79,700円 課長級：62,300円 54,000円	異なる	国の制度(代表例) 本省課長：130,300円 本省室長：94,000円 管区機関課長：62,300円	195,483 千円	838,983 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に支給されます。 ・支給期間：採用後5年間 ・支給額：月額2,500円以内	同じ		0 千円	0 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。 ・配偶者：6,500円 ・子：10,000円 ・父母等：6,500円 ・満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子：1人につき5,000円を加算	同じ		223,297 千円	223,520 円
住居手当	職員が自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員に支給されます。 ・支給限度額 27,000円	異なる	支給限度額及び支給対象となる家賃下限額が異なる	129,088 千円	279,411 円
通勤手当	通勤のため交通機関(バス等)を利用又は交通用具(自動車等)を利用する場合で、通勤距離が2km以上の場合に支給されます。 ・交通機関利用者：限度額70,000円 ・交通用具利用者 四輪自動車以外：2,000円～24,500円 四輪自動車：2,000円～46,000円	異なる	支給額の範囲が異なる	133,177 千円	79,178 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給されます。 ・30,000円+配偶者の住居との間の交通距離区分に応じた加算額(8,000円～70,000円)	同じ		1,848 千円	616,000 円
休日勤務手当	休日等(祝日法による休日、年末年始の休日等)において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	23,809 千円	38,840 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	50,477 千円	130,096 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 ・勤務1回につき 部長級：12,000円 次長級：10,000円 課長級：8,500円 ※勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じた額が支給されます。	同じ		33,389 千円	476,989 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。 ・勤務内容に応じて勤務1回につき 4,400円～30,000円 ※勤務1回が5時間未満の場合は、上記額に50/100を乗じて得た額	同じ	支給額の範囲が異なる	48,190 千円	344,212 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、市内その他寒冷の地域に在勤する職員に支給されます。 ・世帯主である職員/扶養親族のある職員：月額17,800円 その他の世帯主である職員：月額10,200円 ・その他の職員：月額 7,360円	同じ	世帯主である職員/扶養親族のある職員：月額19,800円/その他の世帯主である職員：月額11,400円 その他の職員：月額 8,200円	134,416 千円	62,753 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,000,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円
	副市長	788,000	円	960,000 円 / 696,000 円
報酬	議長	658,000	円	823,000 円 / 584,000 円
	副議長	603,000	円	747,000 円 / 504,000 円
	議員	580,000	円	700,000 円 / 475,000 円
期末手当	市長	(令和6年度支給割合) 3.30 月分		
	副市長	3.30 月分		
退職手当	議長	(令和6年度支給割合) 3.30 月分		
	副議長	3.30 月分		
	議員	3.30 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 1,000,000円×在職月数×52/100	(1期の手当額) 24,960,000 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	788,000円×在職月数×30/100	11,347,200 円	任期毎
退職手当	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

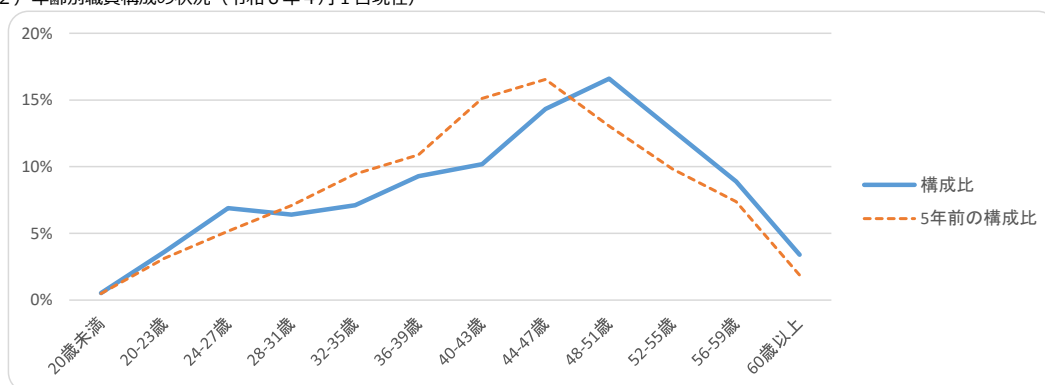
(各年4月1日現在)

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	16	17	1	事務の増等
		総務	346	364	18	事務の増等
		税務	99	102	3	事務の増等
		労働	4	3	▲1	事務の縮小等
		農林水産	77	74	▲3	事務の縮小等
商工		59	61	2	事務の増等	
土木		169	171	2	欠員補充等	
民生		225	223	▲2	事務の縮小等	
衛生		185	177	▲8	事務の縮小等	
計		1,180	1,192	12	<参考> 人口1万当たり職員数 44.56 人 (中核市の人口1万当たり職員数 - 人)	
教育部門	264	264	0	事務の縮小		
消防部門						
小計	1,444	1,456	12	<参考> 人口1万当たり職員数 54.43 人 (中核市の人口1万当たり職員数 - 人)		
公営 企業 等 会計 部門	病院	588	575	▲13	欠員	
	水道	142	142	0		
	交通	102	95	▲7	欠員不補充	
	下水道	96	93	▲3	欠員	
	その他	104	103	▲1	事務の縮小等	
小計	1,032	1,008	▲24			
合計	2,476	2,464	▲12	<参考> 人口1万当たり職員数 92.11 人		
	[2,827]	[2,827]	[0]			

(注) 1 職員数は各年の定員管理調査で報告した部門別一般職の職員数。

2 []内は、条約定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳<23歳	24歳<27歳	28歳<31歳	32歳<35歳	36歳<39歳	40歳<43歳	44歳<47歳	48歳<51歳	52歳<55歳	56歳<59歳	60歳以上	計
職員数	13人	89人	170人	158人	175人	229人	251人	353人	409人	314人	219人	84人	2,464人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位:人・%)

区分	H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,137	1,148	1,167	1,175	1,180	1,192	55 (4.6%)
教育	264	267	265	265	264	264	0 (0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 -
普通会計	1,401	1,415	1,432	1,440	1,444	1,456	55 (3.8%)
公営企業等会計	1,053	1,032	1,025	1,025	1,032	1,008	▲45 (▲4.5%)
総合計	2,454	2,447	2,457	2,465	2,476	2,464	10 (0.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R5年度	5,239,308	483,804	1,070,326	20.4	19.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費70,948千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
R5年度	148	542,182	122,853	205,961	870,996	5,885	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
青森市企業局水道部	43.4 歳	327,246 円	463,951 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤労手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

青森市企業局水道部	水道事業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,437 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤労手当 1.95 月分 (1.375) 月分 (0.925) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤労手当 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 : 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

青森市企業局水道部	水道事業（団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 28.03950 月分 33.27075 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 39.75750 月分 47.70900 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度額 47.70900 月分 47.70900 月分	最高限度額 — 月分 — 月分
その他の加算措置 ①定年前早期退職特例措置（2%~20%加算） (退職時特別昇給 制度無し)	その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)
1人当たり平均支給額 — 千円 20,571 千円	1人当たり平均支給額 — 千円 11,058 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績 (令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
—	— %	— 人	— %

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績		(令和5年度決算)		17,039	千円
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和5年度決算)		146,888	円
職員全体に占める手当支給職員の割合		(令和5年度)		79.5	%
手当の種類		(手当数11)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価	
交替制夜間勤務手当	横内浄水課、堤川浄水課	夜間の交替制勤務に従事した場合	5,837 千円	1回につき3,200円	
用地等交渉外勤手当	水道部職員	用地に取得交渉等のために外勤した場合	0 千円	日額330円	
不法開発者指導外勤手当	水道部職員	不法開発者に対する指導のために外勤した場合	0 千円	日額330円	
道路上作業手当	水道部職員	道路上における作業に従事した場合	1,058 千円	日額350円	
兼務運転手当	水道部職員	① 自動車運転に関する業務を本務とする職員以外 の職員で、職務上自動車の運転作業及び車両 管理に従事した場合	3,480 千円	日額430円	
		② 雪上等の大型特殊自動車を運転して作業に 従事した場合	83 千円	日額620円	
停水処分・料金徴収等手当	水道部職員	① 水道料金の賦課、検針、精算業務のために外 勤した場合	32 千円	日額180円	
		② 水道料金の徴収業務に外勤した場合	2 千円	日額180円	
		③ 停水処分の業務のために外勤した場合	296 千円	日額350円	
水質検査・浄水施設等薬品取扱 手当	水道部職員	① 水質検査に従事した場合	494 千円	日額300円	
		② 浄水施設等における薬品取扱作業に従事す るために外勤した場合	235 千円	日額300円	
危険作業手当	水道部職員	① 高所で足場の不安定な箇所等での工事監督等 に業務従事した場合	141 千円	日額350円	
		② 低所等の危険な箇所での工事監督等の業務に 従事した場合	326 千円	日額350円	
		③ 高圧電気、直流電圧、高速回転機器等の取扱 業務に従事した場合	349 千円	日額350円	
		④ 植林地等（山間部）での作業に従事した場合	221 千円	日額350円	
		⑤ 量水器の管理作業に従事した場合	4 千円	日額350円	
		⑥ 冬期間の施設の機能維持等に従事した場合	112 千円	日額390円	
夜間等現場作業手当	水道部職員	① 夜間業務等に5時間以上従事した場合	71 千円	1回につき600円	
		② 夜間業務等に2時間以上5時間未満従事した 場合	89 千円	1回につき390円	
		③ 夜間業務等に2時間未満従事した場合	52 千円	1回につき310円	
浄水施設勤務手当	水道部職員	① 交替制勤務に従事する職員	2,772 千円	月額7,700円	
		② 交替制勤務に従事する職員以外の職員	848 千円	月額6,100円	
主任管理者手当	水道部職員	① 防火管理者 安全運転管理者 安全管理者 衛生管理者 産業廃棄物処理施設技術管理者 特別管理産業廃棄物管理責任者 特定化学物質等作業主任者 危険物取扱者 電気主任技術者 ボイラー取扱主任者 エネルギー管理企画推進者 主任無線従事者 酸素欠乏危険作業主任者	403 千円	月額2,800円	
		② 副安全運転管理者 電気主任技術者代務者 エネルギー管理員 エネルギー管理推進者	134 千円	月額1,400円	

オ 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	36,975 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	303 千円
支給実績	(令和4年度決算)	37,380 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	350 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	青森市に同じ	同じ		18,010 千円	236,969 円
住居手当	青森市に同じ	同じ		9,972 千円	284,893 円
通勤手当	青森市に同じ	同じ		8,596 千円	69,880 円
管理職手当	一部※を除き青森市に同じ ※主幹級(再任用職員を除く。)への支給 29,600円~39,700円	同じ	支給対象職員が主幹以上	18,056 千円	601,840 円
寒冷地手当	青森市に同じ	同じ		9,003 千円	67,184 円
夜間勤務手当	青森市に同じ	同じ		5,077 千円	169,211 円
初任給調整手当	青森市に同じ	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	青森市に同じ	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	青森市に同じ	同じ		129,500 千円	18,500 円
宿日直手当	青森市に同じ	同じ		0 千円	0 円

7 公営企業職員の状況

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 7,291,020	千円 1,371,324	千円 515,451	7.1 %	6.3 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費132,982千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 下水道事業平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 B		
R5年度	人 96	千円 335,407	千円 70,210	千円 128,801	千円 534,418	千円 5,567	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
青森市企業局水道部	39.4 歳	306,800 円	453,871 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤労手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

青森市企業局水道部	下水道事業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,358 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤労手当 1.95 月分 (1.375) 月分 (0.925) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤労手当 — 月分 (—) 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 : 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

青森市企業局水道部	下水道事業（団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分	勤続20年 — 月分 — 月分
勤続25年 28.03950 月分 33.27075 月分	勤続25年 — 月分 — 月分
勤続35年 39.75750 月分 47.70900 月分	勤続35年 — 月分 — 月分
最高限度額 47.70900 月分 47.70900 月分	最高限度額 — 月分 — 月分
その他の加算措置 ①定年前早期退職特例措置（2%~20%加算） (退職時特別昇給 制度無し)	その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)
1人当たり平均支給額 — 千円 9,881 千円	1人当たり平均支給額 — 千円 4,406 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	— %	— 人	— %

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績		(令和5年度決算)		12,521	千円
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和5年度決算)		147,306	円
職員全体に占める手当支給職員の割合		(令和5年度)		87.6	%
手当の種類		(手当数11)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価	
交替制夜間勤務手当	八重田浄化センター、蛸貝ポンプ場	夜間の交替制勤務に従事した場合	4,685 千円	1回につき3,200円	
用地等交渉外勤手当	水道部職員	用地に取得交渉等のために外勤した場合	0 千円	日額330円	
不法開発者指導外勤手当	水道部職員	不法開発者に対する指導のために外勤した場合	0 千円	日額330円	
道路上作業手当	水道部職員	道路上における作業に従事した場合	527 千円	日額350円	
兼務運転手当	水道部職員	① 自動車運転に関する業務を本務とする職員以外の職員で、職務上自動車の運転作業及び車両管理に従事した場合	1,343 千円	日額430円	
		② 雪上等の大型特殊自動車を運転して作業に従事した場合	0 千円	日額620円	
下水管渠清掃等手当	水道部職員	① 下水管渠等の清掃作業を本務とする職員が、当該作業に従事した場合	101 千円	日額410円	
		② 職員が、下水管渠等の現場監督、貯留槽の消石灰取り除き作業又は洗浄タンク、濃縮タンク、曝気槽、沈砂池若しくは沈殿池の清掃作業に従事した場合	625 千円	日額240円	
水質検査・浄水施設等薬品取扱手当	水道部職員	① 水質検査に従事した場合	212 千円	日額300円	
		② 浄水施設等における薬品取扱作業に従事するために外勤した場合	2 千円	日額300円	
危険作業手当	水道部職員	① 高所で足場の不安定な箇所等での工事監督等に業務に従事した場合	17 千円	日額350円	
		② 低所等の危険な箇所での工事監督等の業務に従事した場合	16 千円	日額350円	
		③ 高圧電気、直流電圧、高速回転機器等の取扱業務に従事した場合	201 千円	日額350円	
		④ 植林地等（山間部）での作業に従事した場合	3 千円	日額350円	
		⑤ 量水器の管理作業に従事した場合	0 千円	日額350円	
		⑥ 冬期間の施設の機能維持等に従事した場合	0 千円	日額390円	
夜間等現場作業手当	水道部職員	① 夜間業務等に5時間以上従事した場合	11 千円	1回につき600円	
		② 夜間業務等に2時間以上5時間未満従事した場合	41 千円	1回につき390円	
		③ 夜間業務等に2時間未満従事した場合	34 千円	1回につき310円	
下水処理作業施設	水道部職員	① 下水処理施設に勤務し、直接下水処理作業に従事する職員	1,938 千円	月額6,100円	
		② ①に規程する職員で交代制勤務に従事する職員	2,210 千円	月額7,700円	
主任管理者手当	水道部職員	① 防火管理者 安全運転管理者 安全管理者 衛生管理者 産業廃棄物処理施設技術管理者 特別管理産業廃棄物管理責任者 特定化学物質等作業主任者 危険物取扱者 電気主任技術者 ボイラー取扱主任者 エネルギー管理企画推進者	471 千円	月額2,800円	
		② 副安全運転管理者 電気主任技術者代務者 エネルギー管理推進者	84 千円	月額1,400円	

オ 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	18,257 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	215 千円
支給実績	(令和4年度決算)	17,868 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	252 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	青森市に同じ	同じ		11,618 千円	211,225 円
住居手当	青森市に同じ	同じ		6,272 千円	285,055 円
通勤手当	青森市に同じ	同じ		5,247 千円	63,207 円
管理職手当	一部※を除き青森市に同じ ※主幹級(再任用職員を除く。)への支給 29,600円~39,700円	同じ		6,567 千円	547,192 円
寒冷地手当	青森市に同じ	同じ		6,257 千円	67,272 円
夜間勤務手当	青森市に同じ	同じ		3,430 千円	127,009 円
初任給調整手当	青森市に同じ	同じ		0 千円	0 円
単身赴任手当	青森市に同じ	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	青森市に同じ	同じ		45 千円	7,500 円
宿日直手当	青森市に同じ	同じ		0 千円	0 円

(3) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 2,259,876	千円 △ 202,172	千円 845,656	% 37.4	% 37.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 交通事業平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 107	千円 385,049	千円 124,435	千円 91,652	千円 601,136	千円 5,618	千円 6,429

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 資本勘定支弁職員については、在籍していない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
青森市企業局交通部	53.2 歳	339,393 円	502,264 円
団体平均	52.4 歳	322,049 円	535,175 円
事業者	57.4 歳	—	268,900 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(うちバス事業運転手)

区分	公務員				民間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
青森市	54.4 歳	46人	330,578 円	590,045 円	バス運転者	57.4 歳	268,900 円	2.19
類似団体	52.7 歳	43人	315,094 円	534,456 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
青森市	7,080,540	3,226,800	2.19

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～令和5年の3ヶ年平均）
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※ 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
 ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した試算値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森市企業局交通部		(バス事業団体平均等)	
1人当たり平均支給額 (令和5年度)	1,266 千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度)	1,387 千円
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	2.45 月分	期末手当	— 月分
勤勉手当	1.95 月分	勤勉手当	— 月分
(1.375) 月分	(0.925) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 : 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

青森市企業局交通部			(バス事業団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度	- 月分	- 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
①定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)					
(退職時特別昇給 制度無し)			(退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	千円	11,032 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,310 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		22,203 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		60.2 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する支給単価
中休ダイヤ手当	運転士	乗務員として中休ダイヤに勤務した場合	1,310千円	①中休時間が5時間以下の場合 500円 ②5時間を超えた場合 600円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	88,760 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	905 千円
支給実績（令和4年度決算）	104,850 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	1,018 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	青森市に同じ	同じ		11,008 千円	193,122 円
住居手当	青森市に同じ	同じ		2,550 千円	318,750 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具（自動車等）を利用する場合で、通勤距離が2km以上の場合に支給されます。 ・交通機関利用者：限度額 70,000円 ・交通用具利用者 2,000円～20,900円 ・交通用具利用者のうち交替制勤務に従事する職員 2,300円～20,900円	同じ		7,355 千円	75,824 円
管理職手当	一部※を除き青森市に同じ ※主幹級（60歳到達後の最初の3月31日を経過した職員を除く。）への支給 29,600円～39,700円	同じ		6,013 千円	688,111 円
夜間勤務手当	青森市に同じ	同じ		1,266 千円	19,781 円
寒冷地手当	青森市に同じ	同じ		6,173 千円	65,670 円